

保護者各位

大崎市教育委員会

感染レベル引き上げに伴う児童生徒等の出席等について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市学校教育に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、今般、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、本市におきましてもクラスターが発生し、今後一層の感染予防が求められているところです。

このことに伴い、大崎市立学校（園）におきまして、文部科学省が「衛生管理マニュアル」で示している感染レベルを1月11日（火）より「レベル2」に引き上げることといたしました。

つきましては、「レベル2」の学校（園）の対応については、下記のとおりになりますので、御理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 出席等について

(1) 児童生徒等は以下の場合、登園・登校しないようにしてください。欠席事由は、「出席停止」（欠席扱いとはならない日）となります。

①児童生徒等や同居者（家族等）に発熱等の風邪症状が見られる場合

*児童生徒等のみならず、同居する家族の方々の健康観察をお願いします。

*児童生徒等や同居者（家族等）が風邪症状や発熱等でPCR検査を受検する場合、受検者全員の陰性が確認されるまでの間は登校（園）を控えてください。

*児童生徒等に風邪症状がある場合はその症状が無くなるまで、発熱があった場合は、解熱後3日間は登校（園）しないようにしてください。但し、それ以前に医療機関で登校（園）が認められる場合はその限りではありません。また、同居する兄弟姉妹については、風邪・発熱症状が見られた本人の症状が無くなり、かつ体調不良等が無い場合に登校（園）可能となります。

②当該児童生徒等が濃厚接触者や接触者に特定された場合

*保健所が指定するまでの期間は自宅待機等になります。

③同居者（家族等）が濃厚接触者や接触者に特定された場合

*特定された方が、PCR検査で陰性が確認されるまでの間は児童生徒等の登校（園）を控えてください。

(2) 感染への不安や基礎疾患等、保護者が考える理由に合理性があると校長（園長）が判断する場合は、「出席停止」となります。

2 学校生活について

(1) 校（園）内においてはこれまで同様、感染防止に努めながら授業や部活動は引き続き実施いたします。また、感染リスクの高い活動については、実施時期を変更、または活動内容を制限することがあります。

(2) 校（園）外の活動は、活動場所の感染状況を踏まえ実施の可否を判断し、可能と判断される場合は、十分に感染防止策を講じた上で実施いたします。

3 その他

(1) 児童館や放課後児童クラブ等の利用や、公立幼稚園・保育所の出席につきましても、同様の対応となります。

(2) 風邪等の症状など、感染が疑われる状況が見られた場合は、早めにかかりつけ医に御相談いただきますようお願いいたします。